

静岡市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	672,775	375,251,244	6,948,486	80,676,328	21.5	20.6

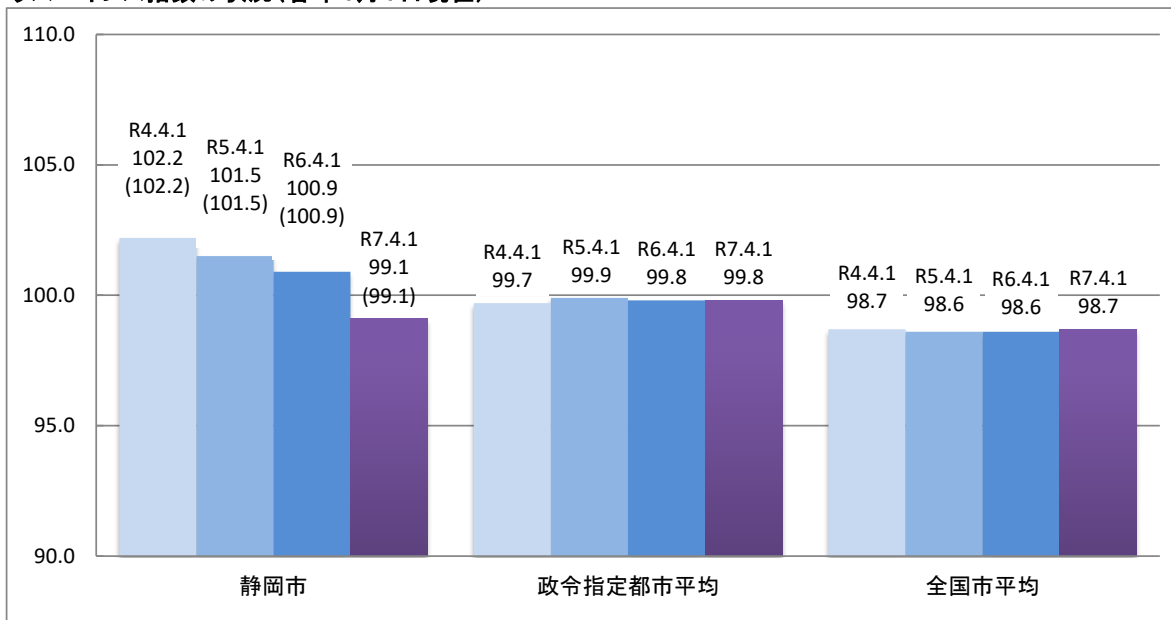
(注) 人件費には、特別職に支給される給与、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)政令指定都市 平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和6年度	8,007	31,680,080	7,421,938	13,499,350	52,601,369	6,569	6,940

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、令和7年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
 3 政令指定都市平均とは、各政令指定都市のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出にあたっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
7年度	円 393,616	円 382,674	10,942円 2.86%	% 2.86	% 2.86	% 3.62

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の令和7年4月分の給与額をラスパイレス比較して算出した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
7年度	月 4.65	月 4.60	月 0.05	月 0.05	月 4.65	月 4.65

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額を引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っています。その他、各種手当について見直しを行っています。

①給料表の見直し

実施 未実施

実施内容(実施時期、具体的な実施内容)

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日
 (内容) 行政職給料表の3級(主査級)から7級(参与級)について、早期昇格時や民間人材の採用時の給与を改善するため、初号の額を引き上げる。
 行政職給料表の8級(局次長級)及び9級(局長級)について、隣接する級間での給料月額の重なりを解消し、役割の重さに見合った処遇とするため、給料水準や号俸構成を抜本的に見直し、職務や職責をより重視した給料体系とする。

②地域手当の見直し

(支給割合) 国基準同様に、静岡市内勤務職員においても8%を支給。
 (実施時期) 令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和7年4月1日時点は7%、令和8年4月1日からは8%を支給。

		各年度の支給割合		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
静岡市内 勤務職員	国基準	6%	7%	8%
	静岡市	6%	7%	8%

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
静岡市	40.6 歳	325,012 円	417,016 円	374,541 円
静岡県	42.6 歳	341,003 円	443,233 円	380,965 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
政令指定都市平均	41.9 歳	331,593 円	445,629 円	393,215 円

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
静岡市	56.0 歳	87 人	349,887 円	416,953 円	382,084 円
うち清掃職員	55.8 歳	40 人	348,928 円	422,484 円	381,666 円
うち学校給食員	55.4 歳	23 人	348,443 円	398,708 円	380,680 円
うち用務員	56.8 歳	9 人	360,011 円	418,602 円	392,524 円
静岡県	52.2 歳	95 人	295,809 円	351,044 円	317,656 円
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	—	337,907 円
政令指定都市平均	51.9 歳	851 人	315,589 円	395,098 円	367,343 円

区分	民間			A/B	参 考		
	対応する 民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)		年収ベース(試算値)の比較		
					静岡市 (C)	民間 (D)	C/D
清掃職員	廃棄物処理業従業員	48.0 歳	320,600 円	1.32	6,974,996円	4,457,900円	1.56
学校給食員	飲食物調理従事者	44.2 歳	263,300 円	1.51	6,701,573円	3,477,400円	1.93
用 務 員	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	54.2 歳	238,300 円	1.76	7,029,764円	3,278,300円	2.14

※ 静岡市データは、すべて正規職員のみのものであるのに対し、民間のデータは臨時等の非正規職員のものを含んでおり、年齢、業務内容、雇用形態、勤続年数等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているものを使用しています。(令和4年度から令和6年度の3ヶ年平均)なお、廃棄物処理従業員については、都道府県別の数値が公表されていないため、全国平均のデータを使用しています。

※ 年収ベース(試算値)の「静岡市(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、静岡市においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③高等学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
静岡市	43.9 歳	410,675 円	490,265 円	462,158 円
静岡県	44.1 歳	392,502 円	455,326 円	— 円
政令指定都市平均	42.7 歳	371,323 円	450,611 円	— 円

④小・中学校教職員

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
静岡市	40.8 歳	352,159 円	411,408 円	395,107 円
静岡県	42.0 歳	377,112 円	427,715 円	— 円
政令指定都市平均	40.2 歳	357,800 円	429,590 円	— 円

⑤消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
静岡市	39.5 歳	323,581 円	437,509 円	372,825 円
政令指定都市平均	39.4 歳	320,729 円	447,108 円	382,317 円

⑥看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
静岡市	39.6 歳	336,879 円	428,651 円	377,617 円
国	48.2 歳	333,346 円	—	375,323 円
政令指定都市平均	40.9 歳	325,667 円	422,476 円	377,821 円

(注)1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出したものです。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		静岡市	静岡県	国
一般行政職	大学卒	216,100 円	228,826 円	220,000 円
	高校卒	185,300 円	197,281 円	188,000 円
技能労務職	※高校卒(18歳)	185,300 円	195,252 円	— 円
高等学校教育職	大学卒	243,900 円	250,532 円	— 円
	高校卒	199,900 円	211,887 円	— 円
小・中学校教育職	大学卒	252,000 円	250,532 円	— 円
消防職	大学卒	220,500 円	— 円	— 円
	高校卒	191,800 円	— 円	— 円
看護・保健職	短大3卒	235,600 円	— 円	— 円

※ 技能労務職の初任給については、採用時の年齢によって174,400円～234,200円の範囲で決定することになっています。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	274,168 円	353,497 円	389,023 円	407,221 円
	高校卒	251,900 円	307,150 円	365,129 円	379,890 円
※1 技能労務職	※1 高校卒(18歳)	— 円	— 円	— 円	360,900 円
高等学校教育職	大学卒	367,869 円	425,672 円	440,024 円	448,515 円
	短大卒	— 円	— 円	— 円	— 円
小・中学校教育職	大学卒	329,251 円	407,884 円	423,155 円	431,790 円
	短大卒	243,150 円	352,971 円	364,849 円	404,300 円
消防職	大学卒	282,639 円	359,670 円	386,171 円	420,580 円
	高校卒	258,613 円	318,580 円	345,500 円	389,848 円
看護・保健職	短大卒	299,079 円	377,285 円	405,932 円	376,297 円

※1 技能労務職については、採用時の年齢によって初任給が決定され、また採用時の年齢に個人差があるため、高校を卒業後直ちに採用された職員の標準的な給料月額を記載しました。

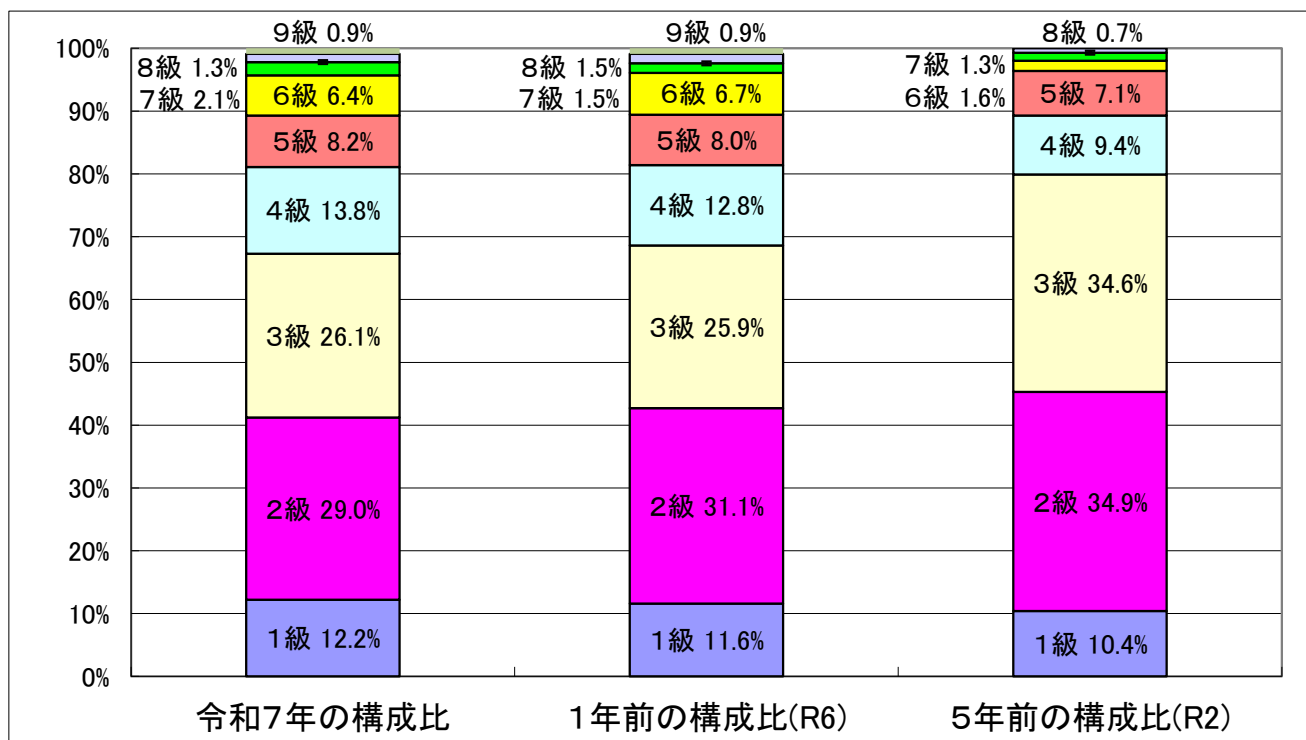
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和7年4月1日現在)

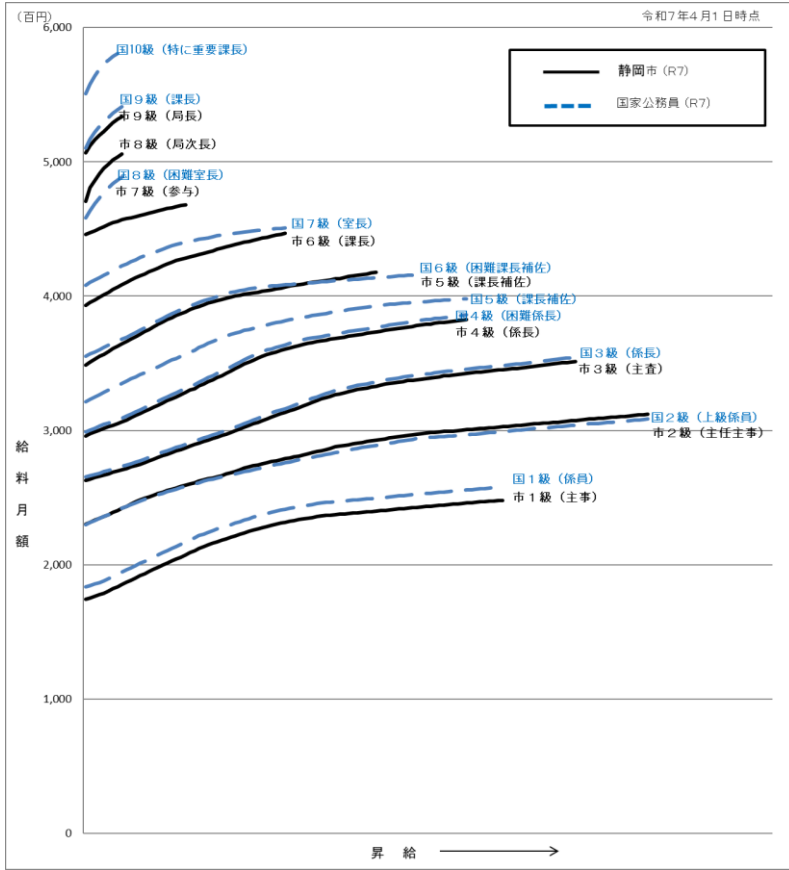
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事・技師	317人	12.2%	174,400円	247,800円
2 級	主任主事・主任技師	753人	29.0%	230,200円	312,100円
3 級	主査	677人	26.1%	262,900円	351,400円
4 級	係長・副主幹	358人	13.8%	296,000円	382,600円
5 級	課長補佐・主幹	212人	8.2%	348,700円	417,800円
6 級	課長・参事	165人	6.4%	393,200円	446,700円
7 級	参与	55人	2.1%	445,800円	468,200円
8 級	局次長・部長・理事	35人	1.3%	470,600円	505,800円
9 級	局長・区長	23人	0.9%	506,700円	533,800円

(注)1 「静岡市職員の給与に関する条例」に基づく給料表の職務の級の区分による職員数です。

2 「標準的な職務内容」とは、それぞれの職務の級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和7年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(一般行政職)(静岡市)

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している	○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	○
	上位、標準の区分		○		
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ	人事評価を実施していない				
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

静岡市	静岡県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,648 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,859 千円	-
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 20~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤労手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(静岡市)

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○		○	
	上位、標準の成績率		○		○
	標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)		/		/	
ロ 人事評価を実施していない					
	活用予定時期				

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

静岡市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (3%~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (3%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	2,379 千円	21,946 千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(3) 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)			1,949,355 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)			216,812 円
支給対象地域等	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
静岡市域	7.0 %	8,506 人	7.0 %
医師・歯科医師職等	16.0 %	71 人	16.0 %
東京都(特別区)	20.0 %	20 人	20.0 %
東京都八王子市・調布市	16.0 %	4 人	16.0 %
消防救急広域化区域※	2.0 %	163 人	2.0 %
地域手当補正後ラスパイレース指数			99.1
(ラスパイレース指数)			99.1

※島田市、牧之原市、吉田町及び川根本町

(注) 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレース指数。

(補正前のラスパイレース指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)

(4) 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		603,666 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		137,949 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		47.0 %	
手当の種類(手当数)		36 種類	
手当の名称	主な支給対象職員、主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務業務手当	税務に従事する職員が、市税の調査、検査、滞納整理、処分事務等のために出張したとき	570千円	日額 310円～800円
国民健康保険等業務手当	国民健康保険業務又は介護保険業務に従事する職員が、保険料等の賦課、滞納整理等のために出張したとき	—	日額 310円～800円
市営住宅管理業務手当	市営住宅家賃の滞納整理のために出張したとき	—	日額 400円
社会福祉指導等業務手当	福祉事務所に勤務する職員が、社会福祉法第15条第3項等に規定する業務又は補助する業務に従事したとき	11,519千円	主務者 日額 320円 補助者 日額 150円
児童相談業務手当	児童相談所に勤務する職員が児童に係る相談、調査、判定、指導等の業務に従事したとき	11,080千円	日額 1,000円
障害者更正相談業務手当	地域リハビリテーション推進センターに勤務する職員が身体障害者又は知的障害者に係る相談、指導、判定等の業務に従事したとき	409千円	日額 320円
行旅死病人保護収容手当	行旅死亡人又は行旅病人の取扱業務に従事したとき	—	1回 2,200円～6,000円
検診・検査等業務手当	環境保健研究所、保健所、保健福祉センター等に勤務する職員が診療、検診、衛生検査等の業務に従事したとき	8,984千円	日額 120円～700円
	上記の規定にかかわらず、職員が新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務に従事したとき		日額 3,000円～4,000円
精神保健福祉業務手当	こころの健康センターに勤務する職員が、診察の補助、相談、指導等の業務に従事したとき	576千円	日額 320円
精神障害者医療保護業務手当	保健所に勤務する職員が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項等の規定に基づく業務に従事したとき	54千円	日額 310円
看護専門学校教務手当	看護専門学校に勤務する職員が教務に従事したとき	4,049千円	日額 600円
家畜伝染病防疫作業手当	家畜の伝染病が発生し、又は発生するおそれのある場合において、家畜に対する防疫作業に従事したとき	—	日額 290円～380円
医務手当	保健所、病院又は診療所に勤務する医師及び歯科医師である職員並びに病院に勤務する診療放射線技師である職員が、診察、検診、検査、救護又は保健指導に従事したとき	109,295千円	月額 3,800円～90,000円 (病院又は診療所の医師又は歯科医師である者には、給料月額100分の2～35に相当する額、研修医を指導するもの等にあつては月額5,000円、麻酔科に勤務する医師にあつては月額50,000円を加算) (保健所の医師である職員のうち、管理職手当の支給を受けないものには、月額15,000円を加算)
緊急医務手当	医師である職員が緊急患者等の診療等に従事したとき	2,559千円	1回 2,000円～3,000円
救急医務手当	医師である職員が救急医療当番日に当直勤務又は救急待機したとき	—	1当直 20,000円
病院勤務手当	病院又は診療所に勤務する職員が診療、看護その他の患者に接する業務に従事したとき	79,278千円	日額 190円～710円 (病院に勤務する医師又は歯科医師が診療所の診療業務等に従事したときは日額10,000円、静岡市立の病院以外の病院の応援業務に従事したときは日額20,000円、分娩業務に従事したときは1回につき10,000円を加算等)
夜間看護手当	病院又は診療所の病棟に勤務する助産師、看護師等の職員が正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる看護等の業務に従事したとき	80,958千円	1回 1,900円～7,600円
待機手当	病院に勤務する助産師、看護師等の職員が、救急診療等のため、正規の勤務時間以外の時間において、待機を命じられ待機したとき	6,412千円	1回 1,800円～3,600円
清掃業務手当	清掃作業に従事する職員がごみ、汚泥、し尿等の処理作業に従事したとき	14,105千円	日額 780円～1,140円

不法投棄物処理業務等手当	清掃作業に従事する職員が不法投棄物の処理又は浄化槽の検査の業務に従事したとき	—	日額 150円
環境保全業務手当	職員が環境保全のための立入検査又は公害調査等の業務に従事したとき	58千円	日額 300円
消防手当	消防職員が消防業務に従事したとき	61,497千円	1当務 150円～500円
出勤手当	消防職員が下記業務に従事したとき	44,469千円	
	消防活動		1回 500円
	救急業務活動		1回 200円 (救急救命士が救急救命処置等に従事した場合1回につき600円を加算)
航空手当	職員が下記業務に従事したとき	10,744千円	
	回転翼航空機の操縦に係る業務に従事したとき		日額 5,000円
	回転翼航空機の整備に係る業務に従事したとき		日額 2,500円
	災害防除活動又はその訓練等の業務のため、回転翼航空機に搭乗したとき		1時間 1,900円～2,470円 (空中機外活動の業務に従事したときは、1回につき870円(訓練時150円)を加算)
高所等作業手当	高所若しくは深所で行う作業又は海上における作業に従事したとき	—	日額 200円
特殊危険物質等作業手当	特殊危険物質又はその疑いがある物質による被害の危険がある区域内において作業に従事したとき	—	日額 250円
有害薬品等取扱手当	身体に有害なガスの発生を伴う業務若しくは特に危険性を有する薬品を取り扱う業務に従事したとき	—	日額 200円
昇降機検査手当	昇降機の検査業務に従事したとき	1千円	日額 200円
有害鳥獣捕獲等業務手当	鳥獣の捕獲若しくは殺処分又は当該鳥獣の搬送若しくは死体の焼却若しくは埋却の業務に従事したとき	40千円	日額 440円
災害応急対策等業務手当	災害(災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。)が発生した本市の区域外の地域に派遣された職員(当該地域を管轄する他の地方公共団体から給与その他の給付の支給を受ける者を除く。)が災害応急対策若しくは災害復旧の業務に従事したとき、又は職員が消防組織法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として行う業務に従事したとき	248千円	日額 900円
特殊地域業務手当	異動等により葵区役所井川支所の所管区域内に住居を移転し、当該地域における業務に従事したとき	7,449千円	月額 給料月額に100分の9を乗じて得た額(当該額が30,000円に満たないときは、30,000円とする。)
特殊施設業務手当	下記の施設に勤務する職員が当該施設における業務に従事したとき	4,665千円	
	競輪場		日額 1,600円
	斎場		日額 500円～1,220円
	動物園		日額 230円～470円
その他市規則で定める手当	計量検査業務	366千円	日額 100円～150円
	電気取扱業務		日額 170円～250円
	ポイラー取扱業務		日額 220円
	用地買収等業務		日額 300円
	土木現場業務		日額 120円～220円
	汚泥・汚物処理業務		日額 150円
	道路/パトロール業務		日額 130円
	特殊作業用自動車等運転業務		日額 80円～300円

特殊業務手当	小学校、中学校又は高等学校に所属する教諭等が、下記に該当した場合	110,356千円	日額 1,875円～8,000円
	非常災害時等の緊急の業務		日額 2,550円～5,100円
	修学旅行等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの		日額 3,600円～5,100円
	対外運動競技等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は週休日、休日等に行うもの		日額 2,000円～3,600円
	部活動における生徒に対する指導業務で、週休日等に行うもの		日額 450円～900円
入学試験における受験生の監督、採点又は可否判定の業務で週休日等に行うもの			
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校又は高等学校の教諭等が、教育委員会規則で定める当該担当に係る業務に従事したとき	33,881千円	日額 200円
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教諭等が一定時間以上、当該学級において授業等に従事したとき	44千円	日額 290円～350円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	3,144,918 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	581 千円
支給実績(令和5年度決算)	2,980,438 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	552 千円

(注) 休日勤務手当、夜間勤務手当を含みます。

職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 扶養親族1人につき3,000円～11,500円	同じ	-	766,341 千円	233,072 円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け月額10,500円を超える家賃を支払っている職員 100円～30,000円	異なる	(国) 月額16,000円を超える家賃の支払者 家賃月額により 100円～28,000円	703,873 千円	315,921 円
通勤手当	通勤のため交通機関・自動車等を利用し、通勤距離が片道2Km以上の職員に支給 交通機関利用者 運賃相当額を支給(上限150,000円) 交通用具利用者 通勤距離により 2,500円～29,900円	異なる	(国) 通勤距離が片道2Km以上の職員に支給 交通機関利用者 運賃相当額を支給(上限150,000円) 交通用具利用者 通勤距離により 2,000円～31,600円	699,899 千円	87,422 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職務に応じて定められた額を支給 43,800円～149,900円	異なる	(国) 46,300円～146,400円	663,201 千円	886,632 円
単身赴任手当	勤務場所の異動等により住居を移転し、配偶者と別居し単身で生活することになった職員に対し支給 職員と配偶者の住居の距離により 30,000円～100,000円	同じ	-	12,826 千円	377,235 円
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難である医療職給料表(1)適用職員に対して支給 86,300円～310,800円	同じ	-	234,818 千円	3,089,705 円

宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に対し支給 勤務1回につき 540円～21,000円	異なる	(国)支給額 勤務1回につき4,400円～21,000円	30,299 千円	369,496 円
義務教育等教員特別手当	高等学校及び幼稚園に勤務する職員に支給 職務の級及び号給により月額1,000円～8,000円	-	-	185,805 千円	61,586 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により休日等に勤務した場合に支給 勤務1回につき 3,500円～12,000円	異なる	(国)支給額 勤務1回につき3,000円～18,000円	8,252 千円	31,983 円
へき地手当	へき地学校等に勤務する職員に対して支給 給料及び扶養手当の月額の合計額に4/100～16/100を乗じて得た額	異なる	(国)支給額 給料及び扶養手当の月額の合計額に4/100～25/100を乗じて得た額	24,652 千円	352,172 円

5 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

区分		給料	月額	
給料	市長	1,250,000 円	(参考)政令指定都市における最高/最低額 1,599,000 円 / 500,000 円	
	副市長	940,000 円	1,285,000 円 / 841,500 円	
報酬	議長	824,000 円	1,179,000 円 / 786,000 円	
	副議長	735,000 円	1,061,000 円 / 707,000 円	
	議員	663,000 円	953,000 円 / 648,000 円	
期末手当	市長 副市長	(令和6年度支給割合) 4.55 月分		
	議長 副議長 議員	(令和6年度支給割合) 4.55 月分		
退職手当	市長	(算定方式) 給料月額×在職月数×40/100	(1期の手当額) 24,000,000	(支給時期) 任期毎
	副市長	給料月額×在職月数×25/100	11,280,000	任期毎
	備考			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における見込額です。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

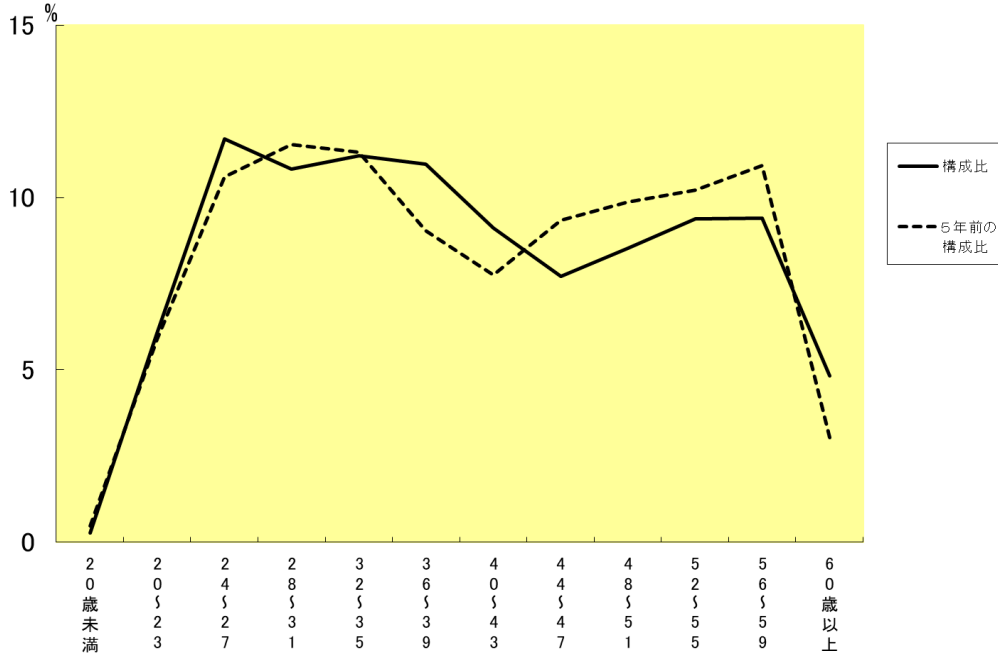
区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和6年	令和7年		
普通会計部門	議会	21	22	1	
	総務	638	653	15	業務増
	税務	232	233	1	
	労働	6	7	1	
	農林水産	132	131	△ 1	事務の統廃合縮小
	商工	133	142	9	業務増
	土木	567	579	12	業務増
	民生	1,164	1,177	13	業務増
	衛生	521	492	△ 29	事務の統廃合縮小
	計	3,414	3,436	22	<参考> 人口1万当たり職員数 51.07 人 (政令市指定都市平均 46.75 人)
	教育部門	3,550	3,528	△ 22	事務の統廃合縮小
	消防部門	1,043	1,047	4	
	小 計	8,007	8,011	4	<参考> 人口1万当たり職員数 119.07 人 (政令市指定都市平均 115.34 人)
公営企業等部門	病院	585	574	△ 11	事務の統廃合縮小
	水道	164	163	△ 1	事務の統廃合縮小
	下水道	165	163	△ 2	事務の統廃合縮小
	その他	193	186	△ 7	事務の統廃合縮小
	小 計	1,107	1,086	△ 21	
合 計		9,114	9,097	△ 17	<参考> 人口1万当たり職員数 135.22 人
		[8,986]	[8,951]		

(注)1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 地方公共団体定員管理調査(総務省)の職員数です。

3 []内は、条例定数の合計です。

(2)年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	24人	551人	1,065人	985人	1,020人	998人	830人	701人	775人	853人	856人	439人	9,097人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	3,264	3,268	3,302	3,353	3,414	3,436	172 (5.3%)
教育	3,311	3,564	3,543	3,511	3,550	3,528	217 (6.6%)
消防	1,036	1,034	1,035	1,036	1,043	1,047	11 (1.1%)
普通会計計	7,611	7,866	7,880	7,900	8,007	8,011	400 (5.3%)
公営企業等会計計	1,138	1,161	1,157	1,127	1,107	1,086	▲ 52 (▲ 4.6%)
総合計	8,749	9,027	9,037	9,027	9,114	9,097	348 (4.0%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業(簡易水道事業含む)

① 職員給与費の状況

決算(「令和6年度地方公営企業決算状況調査」より)

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	9,766,645	1,605,211	1,081,104	11.1	11.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費371,798千円を含んでいません。

区分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和6年度	170	647,616	160,833	211,183	1,019,632	5,998	6,856

(注)1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数です。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含みません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和6年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
静岡市	45.1 歳	342,334 円	493,530 円
政令指定都市平均	46.7 歳	372,932 円	571,086 円

(注)1 上記数値は、「令和6年度地方公営企業決算状況調査」に基づき算出したものです。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

3 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

静岡市	政令指定都市平均
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,650 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,751 千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) —
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%	(加算措置の状況) —

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

静岡市	政令指定都市平均
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	— 月分 — 月分
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	— 月分 — 月分
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	— 月分 — 月分
最高限度 47.709 月分 47.709 月分	— 月分 — 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (3%~45%加算)	
1人当たり平均支給額 1,666 千円 23,115 千円	1人当たり平均支給額 17,135 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		41,255 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		238,469 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
静岡市域	7 %	165 人	7 %

エ 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	525 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	8,339 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)	36.0 %
手当の種類(手当数)	6種類

手当の名称	主な支給対象職員、主な支給対象業務	支給実績 (6年度決算)	左記職員に対する支給 単価
災害応急対策等業務手当	災害(災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。)が発生した本市の区域外の地域に派遣された職員(当該地域を管轄する他の地方公共団体から給与その他の給付の支給を受ける者を除く。)が災害応急対策又は災害復旧の業務に従事したとき	337千円	日額 900円
滞納整理手当	出張による滞納整理に従事したとき	—	日額 400円
主任者手当	管理者から電気主任技術者に命ぜられ、電気工作物の工事等に係る保安監督の業務に従事したとき	—	日額 150円
用地買収折衝手当	用地買収折衝の事務に従事したとき	17千円	日額 300円
緊急出勤手当	正規の勤務時間外の時間又は休日等において、管理者の招集によって出勤し、現場作業に従事したとき	161千円	1回 1,120円
危険作業手当	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う高層建築物等の工事現場における監督、測量等の作業などに従事したとき	10千円	日額 200円 又は 1回 300円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	55,134 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	356 千円
支給実績(令和5年度決算)	52,081 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	345 千円

(注) 休日勤務手当、夜間勤務手当を含みます。

職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異動	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 扶養親族1人につき3,000円～ 11,500円	同じ	-	18,532 千円	237,594 円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受 け月額10,500円を超える家賃を 支払っている職員 100円～30,000円	同じ	-	14,054 千円	312,301 円
通勤手当	通勤のため交通機関・自動車 等を利用し、通勤距離が片道2 Km以上の職員に支給 交通機関利用者 運賃相当額を支給 (上限150,000円) 交通用具使用者 通勤距離により 2,500円～29,900円	同じ	-	15,154 千円	98,401 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職 員に対して、その職務に応じて 定められた額を支給 48,100円～149,900円	同じ	-	14,633 千円	1,045,200 円
単身赴任手当	勤務場所の異動等により住居 を移転し、配偶者と別居し単身 で生活することとなった職員に 対し支給 職員と配偶者の住居の距離 により 30,000円～100,000円	同じ	-	— 千円	0 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた 職員に対し支給 勤務1回につき 540円～21,000円	同じ	-	— 千円	0 円
管理職員特別勤務手 当	管理又は監督の地位にある職 員が臨時又は緊急の必要その 他の公務の運営の必要により 休日等に勤務した場合に支給 勤務1回につき 3,500円～ 12,000円	同じ	-	— 千円	0 円

(2) 下水道事業(特定環境保全公共下水道事業含む)

① 職員給与費の状況

決算(「令和6年度地方公営企業決算状況調査」より)

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	20,880,222	560,458	1,158,677	5.5	4.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費519,360千円を含んでいません。

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)政令指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和6年度	167	647,209	148,897	279,395	1,075,501	6,440	6,978

(注)1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数です。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含みません。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和7年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
静岡市	48.4 歳	353,504 円	536,677 円
政令指定都市平均	46.3 歳	375,741 円	581,036 円

(注)1 上記数値は、「令和6年度地方公営企業決算状況調査」に基づき算出したものです。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

3 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

静岡市	政令指定都市平均
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,704 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,805 千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) —
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%	(加算措置の状況) —

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

静岡市	政令指定都市平均
(支給率) 自己都合 24.586875 月分 応募認定・定年 24.586875 月分	自己都合 — 月分 応募認定・定年 — 月分
勤続20年 19.6695 月分	— 月分
勤続25年 28.0395 月分	— 月分
勤続35年 39.7575 月分	— 月分
最高限度 47.709 月分	— 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (3%~45%加算)	
1人当たり平均支給額 390 千円	1人当たり平均支給額 16,826 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		41,236 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		242,565 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
静岡市域	7 %	159 人	7 %
東京都(特別区)	20 %	1 人	20 %

エ 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	425 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	8,845 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)	27.0 %		
手当の種類(手当数)	7種類		
手当の名称	主な支給対象職員、主な支給対象業務	支給実績(令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
災害応急対策等業務手当	災害(災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。)が発生した本市の区域外の地域に派遣された職員(当該地域を管轄する他の地方公共団体から給与その他の給付の支給を受ける者を除く。)が災害応急対策又は災害復旧の業務に従事したとき	157千円	日額 900円
滞納整理手当	出張による滞納整理に従事したとき	—	日額 400円
主任者手当	管理者から電気主任技術者に命ぜられ、電気工作物の工事等に係る保安監督の業務に従事したとき	—	日額 150円
用地買収折衝手当	用地買収折衝の事務に従事したとき	—	日額 300円

不快作業手当	下水管きよ内の作業等に従事したとき	230千円	日額 470円～620円
緊急出動手当	正規の勤務時間外の時間又は休日等において、管理者の招集によって出勤し、現場作業に従事したとき	38千円	1回 1,120円
危険作業手当	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う高層建築物等の工事現場における監督、測量等の作業などに従事したとき	—	日額 200円 又は 1回 300円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	46,169 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	306 千円
支給実績(令和5年度決算)	50,580 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	320 千円

(注) 休日勤務手当、夜間勤務手当を含みます。

職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 扶養親族1人につき3,000円～ 11,500円	同じ	-	19,978 千円	235,032 円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け 月額10,500円を超える家賃を支払っている職員 100円～30,000円	同じ	-	13,201 千円	330,020 円
通勤手当	通勤のため交通機関・自動車等 等を利用し、通勤距離が片道2 Km以上の職員に支給 交通機関利用者 運賃相当額を支給 (上限150,000円) 交通用具使用者 通勤距離により 2,500円～29,900円	同じ	-	15,181 千円	99,221 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 に対して、その職務に応じて 定められた額を支給 48,100円～149,900円	同じ	-	12,709 千円	1,059,100 円
単身赴任手当	勤務場所の異動等により住居 を移転し、配偶者と別居し単身 で生活することとなった職員に 対し支給 職員と配偶者の住居の距離 により 30,000円～100,000円	同じ	-	— 千円	0 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員 に対し支給 勤務1回につき 540円～ 21,000円	同じ	-	— 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員 が臨時又は緊急の必要その 他の公務の運営の必要により 休日等に勤務した場合に支給 勤務1回につき 3,500円～ 12,000円	同じ	-	34 千円	4,250 円